

原告の主張	被告の主張
<p>営業秘密とされる情報</p> <p>太陽光パネル及び蓄電池の設置に係る顧客との契約締結前に、顧客から原告に対して現場調査を行うこと（ノウハウ）</p> <p>2 秘密管理性</p> <p>原告の就業規則第16条3号において「会社の業務上の機密、会社の不利益となる事項または取引先等の機密を他に漏らさないこと」と定め、被告は、原告を退職するに際し、本件秘密保持契約書に署名し、秘密情報の保持を誓約した。</p>	<p>1 非公知性・有用性について</p> <p>顧客から申込みをしてもらう形をとつて、無償で現地に行き、設置予定の現地の状況を調査すること、その際に顧客に対して説明等を行うことは、太陽光パネル売買に限らず、一般的な販売の際に通常行われている方法であり、有用な公知の技術情報ではない。</p> <p>2 秘密管理性について</p> <p>本件情報1が秘密として管理されていたことは争う。</p>
<p>1 非公知性・有用性について</p> <p>(1) 本件情報2について</p> <p>現場調査依頼書上部には顧客の年齢を把握するために年月日を記入する欄を設けており、顧客がローンを組めるかなどの見通しを立てることができます。また、同下部の注意事項欄には「調査費用等は一切発生いたしません。」、「現場調査は、30分～1時間ほどお時間をお時間を頂戴しており、ご自宅の中…も見させさせていただきます…」との記載があり、顧客に安心感を与えて商談成功率を高めるとともに、顧客との認識の齟齬を解消し、トラブルを防止できる。本件情報2は、原告情報1は、原告独自のノウハウであり有用な非公知の情報である。</p> <p>(2) 本件情報3について</p> <p>「太陽光+蓄電池料金ミニュレーションシート」（以下「ミニュレーションシート」という。）は、シートに記入しながら営業トークと一緒に用いるものであり、シート上部のグラフは時間帯によって得られる電力の推移が視覚的に表現でき、同下部左側の「初期費用」の項目は、本来は初期費用を要すると説明しつつ、これにバッジ印を付すなどして契約では初期費用の負担が0になることを伝え、顧客の納得感と商談成功率を高める。本件情報3は、原告情報3は、原告独自のノウハウであり有用な非公知の情報である。</p> <p>2 秘密管理性</p> <p>原告は、営業担当者が使用する書類を備え置く棚に、「書類管理ルール」として、書類管理に関する注意書きの書面を掲示し、書類の管理方法について周知していた（甲9、1.0）。当該書面記載のとおり、原告は、従業員に対し、「現場調査依頼書」及び「ミニュレーションシート」の記載内容が社外秘であり、社外の人間に目に触れさせないよう気を付けること、悪質な違反者には、営業活動停止等の罰則があること、紛失、盗難などの被害に遭わないよう注意し、万が一被害に遭った場合には、直ちに会社に報告し、迅速に対応することを周知していた。当該書面は、被告が原告に入社する1年ほど前から継続して掲示しており、被告も当該掲示を認識していた。また、就業規則第1.6条3.1号において、「会社の業務上の機密、会社の不利益となる事項または取引先等の機密を他に漏らさないこと」と規定し、退職時には、必ず甲第1号証の秘密保持誓約書を作成させることとしている。</p> <p>本件「太陽光+蓄電池料金ミニュレーションシート」（甲2の2）のフォーマット</p>	<p>1 非公知性・有用性について</p> <p>(1) 本件情報2について</p> <p>太陽光設備の検討において住所や年齢は把握すべきあり、現場調査依頼書上部に生年月日を記入する欄を設けることは一般的である。同下部に現地調査無償や調査時間等を記載することも一般的であり、調査時間は通常30分～1時間を要し、自宅に立ち入ることは顧客も当然理解している。インターネット上に掲載されている依頼書でも必要な情報の記載を求めている。本件情報2は、有用な公知の情報とはいえない。</p> <p>(2) 本件情報3について</p> <p>販売の前段階としてミニュレーションを行なうことは一般的であり、概ね設置費用、充電収入、電気料金等を踏まえて月間・年間の経済効果算出等が要素として記載される。他社のミニュレーションでも同様の内容となっており、インターネット上で検索すれば類似書式は多数ある。本件情報3は有用な公知の情報とはいえない。</p> <p>2 秘密管理性について</p> <p>「現場調査依頼書」及び「ミニュレーションシート」については、被告の原告在籍時、「部外秘」等の表示もなく、原告本社の扉のない棚に大量に置かれており、被告を含めた誰でも何枚でも自由に取得可能な状態であった。原告社内で上記資料についての取扱い・保管方法などの注意・指導も一切なく、部数管理もされていない。また、被告の原告在籍時には、棚に書面掲示（張り紙）などされておらず、当該書面内容の周知も一切なかった。退職時の秘密保持誓約書作成や資料返還について、退職者全員にこれらの方針をしているとは考えられない。原告在籍時の「現場調査依頼書」及び「ミニュレーションシート」は、扉のない棚に保管をしていたが、営業担当者には、基本的に上記資料を20部ずつ渡し、40部以上は持っていくことがないよう指示をしていた。また、原告は、棚に設置した上記資料の数を管理しており、契約の成立数や商談数と棚に設置した上記資料の減少数に相違があれば、その原因を調査するようにしている。さらに、原告では、コンプライアンス研修において書類の管理について指導を行っている。営業担当者が営業車の中で上記資料を保管することもあったが、これは、1日に営業車で複数の顧客を回ることや直行直帰することがあつたため、例外的に許していただものにすぎない。上記資料は慎重に保管されており、秘密管理性は明らかである。</p> <p>本件情報3は、内容、方法とも一般的なものであり、枚数も5頁と比較的少ないものであって、秘密として管理されている情報ではない。</p>
<p>本件における太陽光パネル等の商談実績を集約し、フォーマット化した営業情報</p> <p>4</p>	<p>甲第6号証は、内容、方法とも一般的なものであり、枚数も5頁と比較的少ないものであって、秘密として管理されている情報ではない。</p>

(別紙)

秘密保持誓約書(退職時)

甲第一号證

会社 株式会社エルライングループ

代表者 殿

私は令和 5年 3月31日付にて貴社を退職いたしますが、貴社営業機密情報に関して、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

第一条(秘密保持の確認)

私は貴社を退社するにあたり、以下に示される貴社の情報(以下「秘密情報」という)に関する資料等一切について、原本はもちろん、そのコピー及び関係資料等を貴社に返還し、自ら保有していないことを確認致します。

- ① 知的財産権に関する情報、企画、技術資料、製造原価、価格決定などに関する情報
- ② 財務、人事等に関する情報
- ③ 他社との売買契約、業務提携に関する等、貴社の業務戦略上重要な情報
- ④ 上司または営業機密等管理責任者により秘密情報として指定された情報
- ⑤ 以上その他、貴社が特に秘密保持対象として指定した情報

第二条(秘密の帰属)

秘密情報は、貴社に帰属することを確認致します。また秘密情報について私に帰属する一切の権利を貴社に譲渡し、その権利が私に帰属する旨の主張を致しません。

第三条(退職後の秘密保持の誓約)

秘密情報については、貴社を退職した後においても、私自身のため、あるいは他の事業者その他の第三者のために開示、漏洩もしくは使用しないことを約束致します。

第四条(競業阻止義務の確認)

私は前条を遵守するため、貴社退職後2年間にわたり次の行為を行わないことを約束致します。

- ① 貴社と競合関係に立つ事業者に就職したり役員に就職すること
- ② 貴社と競合関係に立つ事業者の提携先企業に就職したり役員に就任すること
- ③ 貴社と競合関係に立つ事業を自ら開業または設立すること

第五条(損害賠償)

全各条項に違反して、貴社の秘密情報を開示、漏洩もしくは使用した場合、法的な責任を負担するものであることを確認し、これにより貴社が被った一切の損害を賠償することを約束致します。

R5年3月31日

住所.....

氏名..... P 1 印